

令和元年度

鳥取県先端 I C T 地域プロジェクト型開発・実証支援補助金
【募集案内】

※先端 I C T とは = I o T、A I、5 G 等の先端技術や、その他の革新目覚ましい
I C T のこと。

- 受付期間
令和元年8月23日（金）～ 令和元年9月27日（金）17：00必着
 - 審査委員会
令和元年10月 <予定>
 - 申請・問合せ先
鳥取県 商工労働部 産業振興課 次世代産業担当
電話：0857-26-7564、ファクシミリ：0857-26-8117
E-Mail：sangyou-shinko@pref.tottori.lg.jp
- ※ 本募集案内は、県のホームページ
（とりネット：<http://www.pref.tottori.lg.jp/257689.htm>）
からダウンロードできます。

令和元年8月

鳥取県商工労働部産業振興課

〔目 次〕

| | | |
|----|--------------------------------|---|
| 1 | 制度の目的 | 2 |
| 2 | 補助対象者 | 2 |
| 3 | 共同体要件・補助事業・補助限度額・事業実施期間・補助対象経費 | 3 |
| 4 | 申請手続き | 4 |
| 5 | 補助事業の流れ | 5 |
| 6 | 補助事業スケジュール表 | 6 |
| 7 | 補助事業に関する注意事項 | 6 |
| 8 | 申請書添付書類（チェックリスト） | 6 |
| 9 | 応募に関する注意事項 | 7 |
| 10 | 相談窓口 | 7 |

（様式）鳥取県先端ICT地域プロジェクト型開発・実証支援事業提案書等・・・・・・・・・・ 8～16

以下は、事業開始後に提出する書類の様式です。

| | |
|--------------------------------|-------|
| 鳥取県先端ICT地域プロジェクト開発・実証支援事業実施報告書 | 17 |
| 〃 支援補助金収支決算書 | 18 |
| 〃 年度仕入控除税額確定報告書 | 19 |
| 〃 事業進捗状況報告書 | 20～21 |
| 〃 支援補助金の支払に係る申出書 | 22 |
| 〃 取得財産処分承認申請書 | 23 |

鳥取県先端 I C T 地域プロジェクト型開発・実証支援補助金公募要領

「令和元年度鳥取県先端 I C T 地域プロジェクト型開発・実証補助金」について、公募を行いますので、交付を希望される方は、下記に基づき申請されるようご案内いたします。

注) 先端 I C T とは I o T、A I、5 G 等の先端技術や、その他の革新目覚ましい I C T のこと。

■ 1 制度の目的

本補助金は、県内企業が県内学術機関、県内市町村等と連携体を組成して行う、I o T、ビッグデータ分析、A I 等の先端技術や革新目覚ましい I C T（通信技術）を活用したシステム・サービスの開発及び県内実証の取組を支援することで、先端技術の地域実装及び定着による地域スマート化と、技術的ノウハウや成果の共有・蓄積によって県内での先端技術の利活用促進を図ることを目的とする。

■ 2 補助対象者

本補助金は次の(1)～(3)の要件を満たす者をそれぞれ1者以上含む共同体に対して交付します。

(1) 次のア～エを全て満たす者

ア 「とっとり I o T 推進ラボ」に参画している事業者であること。

※現時点で参画していなくても申請までに参画すれば可

(新規参画申請方法：<https://www.pref.tottori.lg.jp/277930.htm>)

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者ではないこと。

ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではないこと。なお、個人事業主の場合は暴力団員（暴対法第2条第6号に定める暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

エ 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

(2) 県内支援機関（地方独立行政法人鳥取県産業技術センター若しくは公益財団法人鳥取県産業振興機構）若しくは県内学術機関

(3) 実証自治体（補助事業のうち「地域実装定着型」を実施する場合に限る）

※共同体の構成員の中から、本補助金の申請・報告事務や専用口座による各種支払い事務、事務を統括しての管理運営等を行う代表として前項第1号アからエの要件を全て満たし、かつ鳥取県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有するとともに、鳥取県内において主体的に開発に取り組む能力を有する1者選定し、その者を申請代表者とする。

注) 本補助金とは別に同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとします。

■ 3 補助事業・補助率・補助限度額・事業実施期間・補助対象経費

補助対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。(交付決定前に発注、購入、契約等を実施したものは補助対象となりません。)

| 補助事業 | 補助率 | 補助限度額 | 事業期間 |
|---|-------|---------|------------|
| 【最先端技術挑戦型】 将来的に地域への普及が期待される高度な最先端技術（AI・ロボット等）を活用した新たな商品・サービスの開発・実証による地域課題解決等に資する事業 | 2 / 3 | 1,500万円 | 最大 24か月 |
| 【地域実装定着型】 開発・実証後に県内（地域）での定着が見込まれる、先端技術を活用した新たな商品・サービスの開発・自治体と連携した地域実装による地域スマート化に資する事業 | 1 / 2 | | |

| 補助対象経費 | |
|----------------------|---|
| 経費区分 | 内容 |
| 1 直接人件費 | 事業に従事する従業員・アルバイト等について、当該開発に直接従事する時間の給与・賃金相当額 |
| 2 ソフトウェア開発環境使用料及び購入費 | ソフトウェア開発に必要な開発環境の使用料（サーバー利用料等）及び購入費（取得金額30万円未満のものに限る） |
| 3 委託費 | 自社で不可能なソフトウェア等の開発の一部について、外部委託に要する経費（県内事業者が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と事前に県が認めた場合については、この限りでない。） |
| 4 機械装置・工具器具費 | 開発に必要な機械装置・工具器具類の購入（取得金額30万円未満のものに限る）、借用に要する経費 |
| 5 減価償却費 | 開発に必要な新たに購入する取得金額30万円以上のソフトウェア、機械装置・工具器具類について、補助事業実施期間に発生する減価償却費 |
| 6 外部専門家受入経費 | 補助事業者が開発に関する専門知識や、開発のための技術的ノウハウ等を得るために行う、外部専門家の受入に要する経費（専門家への旅費・謝金、専門家を招いての従業員講習のための会場借上料等） |
| 7 その他 | 補助事業遂行のために要すると県が認める経費 |

※交付決定額全体に対する開発外注委託費の経費配分割合は、50パーセント以下とする。
 ※機械装置・工具器具費、減価償却費については、量産用設備及び開発目的以外の汎用性設備は対象外とする。

本補助金の額は、「補助対象経費」に「補助率」を乗じて得た額とします。

注) 補助事業を行う者が補助事業実施期間中に、補助事業において開発する鳥取県先端ICT地域プロジェクト型開発・実証支援事業の試験導入等により利用者から利用料を徴収する場合は、当該徴収額を補助対象経費から控除した額に補助率を乗じて得た額を本補助金の額とします。

■ 4 申請手続き

(1) 受付期間

令和元年8月23日(金)～令和元年9月27日(金) 17:00必着

(2) 提出先(郵送又はご持参下さい。)

鳥取県 商工労働部 産業振興課 次世代産業担当【担当:大谷・石上】

住 所:鳥取市東町1-220

電 話:0857-26-7564、FAX:0857-26-8117

E-Mail:ootanit@pref.tottori.lg.jp

(3) 提出書類

鳥取県先端ICT地域プロジェクト型開発・実証事業提案書

(P8～P15参照) **[正本1部、副本6部]** ※申請書、添付資料が揃ったものを7部

※ 様式については、県のホームページ

(とりネット: <http://www.pref.tottori.lg.jp/257689.htm>)

にあるファイルをダウンロードして使用してください。

(4) 審査

審査は提出書類の記載内容を確認の上、有識者等で構成する「鳥取県補助金等審査会(鳥取県先端ICT地域プロジェクト型開発・実証補助金審査会)」(プレゼンテーション評価)で行い、その判断等を踏まえ補助金交付先を決定します。(審査中の経過等に関する問い合わせには応じません。)

次の観点から総合的に審査を行い、予算の範囲内で優先順位により採択決定します。

【評価の主なポイント】

① 新規性・革新性

○先端ICTの機能性を生かした提案となっているか。

○これまでにない新しいサービス・ビジネスモデルが期待できるか。

○新たに開発するサービスが属する市場のニーズ・規模、類似サービスに関する分析・調査が十分に行われており、サービスとして差別化が図れるものであるか。

② 地域性

○鳥取の特性(資源、課題)を生かした鳥取県らしい提案となっているか。

○県内の地域や企業と連携し、開発・実証の内容を広く波及させ、技術や知見が鳥取県内の先端ICT利活用推進に資する提案となっているか。

③ 計画性

○開発から実証、将来的な実装までのステップが明確になっているか。

○開発・実証の各段階において実現すべきことが定性的・定量的目標として具体的に定められているか。

④ 実現性

○事業の実施体制は十分か。

○共同体参加者の経営基盤、管理能力、過去の実績等を総合的に勘案し、事業を実現できると評価できるか。

○開発から実証までの各段階において実現すべきことが定性的・定量的な目標として具体的に定められているか。

○事業の内容、スケジュール、市場動向等から、計画が実現できるものとなっているか。

⑤ 個別項目

<最先端技術挑戦型>

○最先端技術の特性が最大限発揮され、地域が未来の可能性を感じられる提案となっているか。

<地域実装定着型>

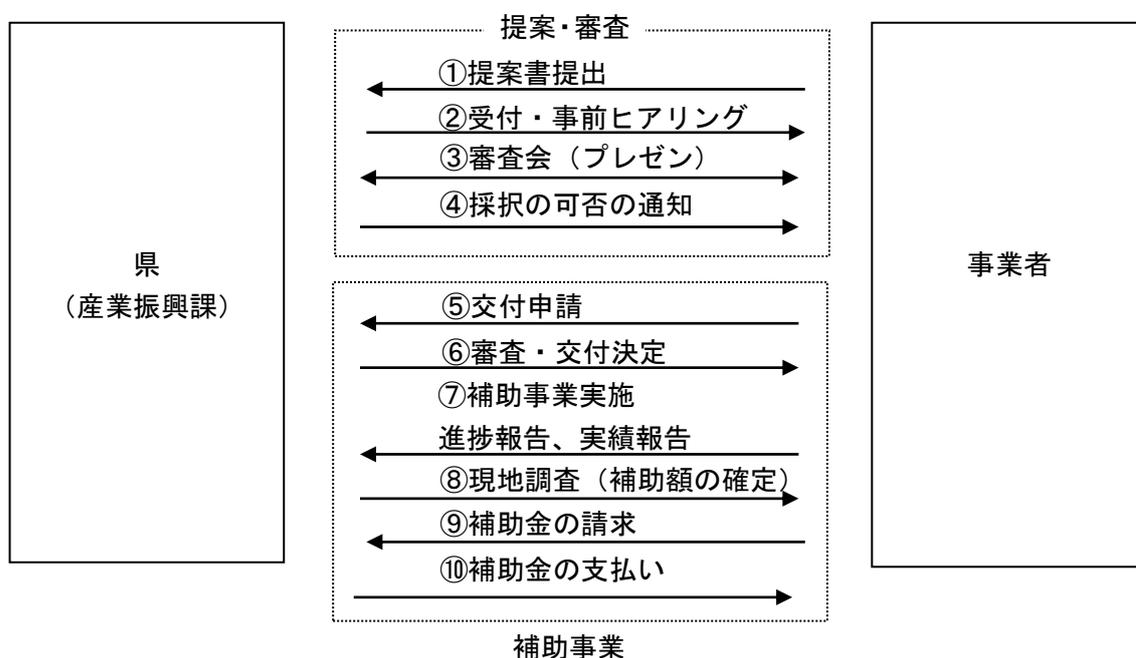
○実証後の地域での実装が見込まれ、県内の課題解決等、先端技術導入の先導事例として期待される提案となっているか。

【審査結果と公表】

○ 審査結果は書面で通知します。

○ 採択された事業については事業実施主体名、事業名、事業概要等を公表する場合があります。ただし、取組内容により、公表が時期尚早のもの、好ましくないものについては、公表内容を協議決定します。

■ 5 補助事業の流れ



■ 6 補助事業スケジュール表

| 項目 | 実施者 | 時期 | 内容 |
|-------------------------------|-----|--------------------------|--|
| ① 事業提案書提出 | 申請者 | R1. 8. 23 ～R1. 9. 27 | 提案書により応募いただくものです。受付後、有識者及び県によりヒアリングを行います。 |
| ② 審査会 | 県 | R1. 10 月頃 | プレゼンテーションによる審査を実施後、事業採択の可否を通知します。 |
| ③ 補助金交付申請 | 申請者 | R1. 10 月下旬 | 補助金交付申請書を提出いただきます。 |
| ④ 補助金交付決定 | 県 | R1. 11 月 | プレゼンテーションの審査結果を踏まえ、交付決定を通知します。 |
| ⑤ 補助事業の着手 | 申請者 | 交付決定日以降 | <u>交付決定日以前に実施した事業は補助対象となりません。</u> |
| ⑥ 定期進捗状況報告 (各年度 9. 30 現在) | 申請者 | 各年度 10. 1 ～各年度 10. 15 | 各年度 9 月 30 日現在における事業進捗状況を報告いただきます。(実績払いは無し) |
| ⑦ 各年度進捗状況報告 (各年度 3. 31 現在) | 申請者 | 各年度 4. 1 ～各年度 4. 15 | 各年度 (～3. 31) の事業進捗状況を報告いただきます |
| ⑧ 現地調査 (各年度分) | 県 | 各年度 5 月中 | 各年度実績 (事業成果・支出状況・経理処理) について、県職員が調査を行います。 |
| ⑨ 各年度支払通知 | 県 | 各年度 5 月中 | 初年度補助金の支払額を通知します。 |
| ⑩ 実績報告書 (全体分) | 申請者 | 交付決定から 24 ヶ月以内 | 補助事業全体の実績を報告いただきます。なお、 <u>事業完了から 15 日以内に提出する必要があります。</u> |
| ⑪ 現地調査 (最終年度分) | 県 | 実績報告後 速やかに | 全体実績 (事業成果及び最終年度分事業の支出状況・経理処理) について、県職員が赴き現地調査を行います。 |
| ⑫ 確定通知 | 県 | 現地調査から 半月程度 | 補助金額の確定を行い、最終年度補助金の支払額を通知します。 |
| ⑬ 補助金支払 (最終年度分) | 県 | 現地調査から 1 ヶ月程度 | 最終年度補助金の精算払を行います。 |

■ 7 補助事業に関する注意事項

- ・ 補助対象経費は、補助金交付決定後、補助対象期間内に補助事業に対して支出する (実際に支払が行われる) 費用に限られます。交付決定前に支出した費用 (発注・購入・契約等も含む。) や、補助対象期間を過ぎて支出した費用は補助対象外となりますので、ご注意ください。
- ・ 補助事業の実施にあたっては、鳥取県産業振興条例 (平成 23 年 1 2 月鳥取県条例第 68 号) の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければなりません。
- ・ 消費税は補助対象経費にはなりません。
- ・ 補助金は精算払いとなります。
- ・ 補助事業者は、補助対象経費の収支状況等を証する書類を整備し、事業完了年度の翌年度から起算して 5 年間保存する必要があります。

■ 8 申請書添付書類 (チェックリスト)

- 申請者全員の登記簿謄本 (写しで可)
- 申請者全員の直近 2 期分の決算書 (写しで可)
- 申請者全員の概要がわかる資料 (連携グループの内、支援機関、学術機関、自治体を除く)
- 連携グループの会則、規則等及びそれらを制定した事実が分かる設立の議事録等の写し等。
 - ①代表企業 ②役割分担 ③経費負担 ④構成員の加入・脱退要件 ⑤グループ内ルール等
- 事業の全容がわかる資料 (システム概要、ビジネスモデル概略模式図、全体スケジュールなど)
- 補助対象経費の積算根拠となる見積書の写しや製品カタログの写し等

■ 9 応募に関する注意事項

- ・ 事業計画は、図や表なども用い、第三者にも分かる形で記載をお願いします。
- ・ 必要に応じて別途追加資料の提出をお願いする場合がありますのでご承知ください。
- ・ 本事業に提案した内容を他の助成制度に申請する予定がある、又は申請している場合は、その旨を記載してください。重複する経費への補助は対象外となります。
- ・ 応募に係る一切の費用は応募者自身の負担となります。

■ 10 相談窓口

| 名 称 | 郵便 番号 | 所在地 | 電話番号 | ファクシミリ |
|---------------------------|--------------|-------------|--------------|--------------|
| 鳥取県商工労働部 産業振興課 次世代産業担当 | 680- 8570 | 鳥取市東町一丁目220 | 0857-26-7564 | 0857-26-8117 |

鳥取県知事 様

申請代表者 所在地
企業名
代表者名

印

鳥取県先端ICT地域プロジェクト型開発・実証事業提案書
【最先端技術挑戦型、地域実装定着型】

鳥取県先端ICT地域プロジェクト型開発・実証事業について、下記のとおり提案します。

記

- 1 提 案 名
- 2 提 案 型 最先端技術挑戦型 ・ 地域実装定着型
- 3 事業実施計画 様式第2号のとおり
- 4 問い合わせ先 所属・役職名：
氏 名：
住 所：〒

電 話：
ファクシミリ：
電子メール：

（注）提案型は該当する補助事業型に丸をしてください。

鳥取県先端ICT地域プロジェクト型開発・実証事業（変更）事業計画書

1 実施主体の概要

| | |
|------|---|
| 実施体制 | (共同体における連携体制、参画企業・団体の役割等を図等も活用し詳しく記載してください) |
|------|---|

| ●構成企業・団体等概要 | |
|-------------|-----------------|
| | 名 称： |
| | 住 所： |
| | 共同体代表者名： |
| | 資 本 金： |
| | 従業員数： |
| | URL：http://www. |
| | 担当者部署・担当者名： |
| | 担当者 E-mail： |
| | TEL/FAX： |
| | 主たる業務内容： |

※ 必要な場合は、欄を追加して具体的に記載すること。

※ 別途、事業者の事業概要がわかる書類（様式自由。パンフレット等でも可。）を添付すること。

※ 「構成企業・団体等概要」については、共同体構成員全員分を本様式により提出すること。

| | | |
|--|---|--|
| | <p>実証後の展開</p> <p>事業化・ 地域実装の 見 通 し</p> | <p>(顧客・販路・採算性・パートナー・リソースなどの観点から記載)</p> |
|--|---|--|

3 当年度に実施する取組

| 当年度の取組におけるスケジュール | |
|------------------|--|
| 月 | |
| 月 | |
| 月 | |
| 月 | |
| 月 | |
| 月 | |
| 月 | |
| 月 | |
| 月 | |

4 翌年度以降の展開

| | | |
|----------------|-------------------|--|
| 翌年度以降の展開スケジュール | 年度 月 ～ 月 | |
| | 年度 月 ～ 月 | |

5 添付資料

次に掲げる書類を各1部添付すること（添付したら□にチェックすること）。

- 申請者全員の登記簿謄本（写しで可）
- 申請者全員の直近2期分の決算書（写しで可）
- 申請者全員の概要がわかる資料（連携グループの内、支援機関、学術機関、自治体を除く）
- 連携グループの会則、規則等及びそれらを制定した事実が分かる設立の議事録等の写し等。
 - ①代表企業 ②役割分担 ③経費負担 ④構成員の加入・脱退要件 ⑤グループ内ルール等
- 事業の全容がわかる資料（システム概要、ビジネスモデル概略模式図、全体スケジュールなど）
- 補助対象経費の積算根拠となる見積書の写しや製品カタログの写し等

鳥取県先端ICT地域プロジェクト型開発・実証支援補助金（変更）収支予算書

1 収入の部

（単位：円）

| | 金 額 | 資金の調達先 |
|------|-----|--------|
| 自己資金 | | |
| 借入金 | | |
| 補助金 | | |
| その他 | | |
| 合 計 | | |

2 支出の部

（単位：円）

| 経費区分 | 経費内訳 積算明細 | 補助事業に 要する経費 | 補助対象経費 | 区 分 | | 備 考 |
|---------------------------|--------------|----------------|--------|-----|------|-----|
| | | | | 補助金 | 自己負担 | |
| 直接人件費 | | | | | | |
| ソフトウェア 開発環境使用 料・購入費 | | | | | | |
| 委託費 | | | | | | |
| 機械装置 工具器具 | | | | | | |
| 減価償却費 | | | | | | |
| 外部専門家受入 経費 | | | | | | |
| その他 | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | |

- （注） 1 補助対象経費について、県外事業者への発注を予定している場合は、別紙様式「県外発注理由書」に必要事項を記載の上、収支予算書とあわせて提出すること。
- 2 委託にかかる経費のうち補助対象経費とできるものは、やむを得ない事情により事前に県が認めた場合を除き、県内事業者が実施したものに限り。
- 3 見積書等の根拠資料を添付すること。
- 4 明細は本収支予算書に準じた任意の様式の添付でも可とする。

県外発注理由書

| 経費区分 | 経費の内容 | 発注先 事業者名 | 発注先 所在地 | 当該経費に係る 県内事業者の状況 | 県内発注できない理由、 県外発注でなければなら ない理由 |
|------|-------|-------------|------------|---------------------|------------------------------------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

様

鳥取県知事

年度鳥取県先端ICT地域プロジェクト型開発・実証支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県先端ICT地域プロジェクト型開発・実証支援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、「年度鳥取県先端ICT地域プロジェクト型開発・実証支援補助金」とし、その内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県先端ICT地域プロジェクト型開発・実証支援補助金交付要綱（令和元年 月 日付第 号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項及び第7条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

鳥取県先端ICT地域プロジェクト型開発・実証支援補助金収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

| | 金 額 | 資金の調達先 |
|------|-----|--------|
| 自己資金 | | |
| 借入金 | | |
| 補助金 | | |
| その他 | | |
| 合 計 | | |

2 支出の部

(単位：円)

| 経費区分 | 経費内訳 積算明細 | 補助事業に 要する経費 | 補助対象経費 | 区 分 | | 備 考 |
|---------------------------|--------------|----------------|--------|-----|------|-----|
| | | | | 補助金 | 自己負担 | |
| 直接人件費 | | | | | | |
| ソフトウェア 開発環境 使用料・購入費 | | | | | | |
| 委託費 | | | | | | |
| 機械装置 工具器具 | | | | | | |
| 減価償却費 | | | | | | |
| 外部専門家受 入経費 | | | | | | |
| その他 | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | |

- (注) 1 合計については、予算額を上段に（ ）で記載すること。
 2 開発外注委託した場合は、備考欄に委託先名を記載すること。
 3 明細は本収支決算書に準じた任意の様式の添付でも可とする。

鳥取県知事 様

申請代表者 所在地
企業名
代表者名 印

年度仕入控除税額確定報告書

鳥取県先端ICT地域プロジェクト型開発・実証支援補助金交付要綱第9条第4項の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額及び補助対象経費の額
(1) 補助金の確定額 金 円
(2) 補助対象経費の額 金 円

- 2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは交付決定控除税額）
金 円

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額
金 円

- 4 補助金返還相当額（ $3 - 2 > 0$ の場合）
1の(1)
 $(3 - 2) \times \frac{\text{1の(1)}}{\text{1の(2)}}$ 金 円

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。

鳥取県知事 様

申請代表者 所在地
企業名
代表者名

印

年度鳥取県先端ICT地域プロジェクト型開発・実証事業進捗状況報告書

年 月 日付第 号により交付決定通知があった上記事業に係る
年 月 日現在の遂行状況について、鳥取県先端ICT地域プロジェクト型開発・実
証支援補助金交付要綱第10条の規定により、別紙のとおり報告します。

別紙（様式第8号）

1 補助事業の進捗状況

| | |
|-----------------|--|
| 実施事業名 | |
| 事業担当者の 職 氏 名 | |
| 事業内容 | ① 実施内容 ② 事業成果（目標達成状況等） ③ 今後の予定 |

2 予算の執行状況

（単位：円）

| 交 付 決 定 | 算定基準額 | 交付決定額 |
|------------------|-------|-------|
| 前年度までの実績 | | |
| 本年度実績 （～ 月 日） | | |
| 今後の執行見込み | | |

[添付書類]・様式第6号

鳥取県知事 様

申請代表者 所在地
 企業名
 代表者名 印

鳥取県先端ICT地域プロジェクト型開発・実証支援補助金の支払に係る申出書

年 月 日付第 号による交付決定に係る鳥取県先端ICT地域プロジェクト型開発・実証支援補助金の支払について、鳥取県補助金等交付規則第20条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

(単位：円)

| | |
|--------------------------|-------|
| 補助事業等の名称 | |
| 交付決定額 | |
| 支払時期・支払額の変更希望内容又は支払停止希望額 | |
| 支払時期・支払額を変更又は支払停止を希望する理由 | |
| 添付書類 | 資金計画書 |

鳥取県知事 様

申請代表者 所在地
企業名
代表者名 印

取得財産処分承認申請書

年度鳥取県先端ICT地域プロジェクト型開発・実証支援補助金により取得し又は効用の増加した財産を処分するため、同交付要綱第12条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

| | |
|-----------|--|
| 品目及び取得年月日 | |
| 取得価格及び時価 | |
| 処分の内容 | |